

議案第 6 3 号

専決処分の承認を求めることについて

大野市教育委員会教育長事務委任規則第 1 条第 1 0 号に規定する教育委員会の権限に属する事項について、同規則第 3 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 1 0 月 2 6 日提出

大野市教育委員会  
教育長 久保俊岳

提案理由

文化財保存活用地域計画推進協議会の速やかな設置及び開催について、緊急に要綱を定める必要があったため

専決処分書

大野市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、文化財保存活用地域計画推進協議会設置要綱の制定について、次のとおり専決処分する。

令和4年10月14日

大野市教育委員会  
教育長 久保俊岳

大野市教育委員会告示第38号

大野市文化財保存活用地域計画推進協議会設置要綱を次のように定める。

令和4年10月14日

大野市教育委員会

大野市文化財保存活用地域計画推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 大野市文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）の実施又は変更に係る協議を行うため、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第183条の9の規定に基づき、大野市文化財保存活用地域計画推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (2) 地域計画の変更に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、地域計画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 文化財保存活用団体
- (3) 文化財所有者
- (4) 関係機関又は関係団体の推薦を受けた者
- (5) 市職員
- (6) 教育委員会事務局職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期

は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が召集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習・文化財保護課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。